

ご自宅等からの e - T a x 申告のおすすめ

確定申告の状況

- ☞ 所得税の申告人員は、近畿2府4県で約362万人、このうち**給与所得者が約171万人と全体の約半分**を占めております。
- ☞ 確定申告会場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、来場者間の距離の確保や入場制限の実施など、「密」を避ける取組等を行っておりますが、多数の方が来場されますので、**どうしても人との接触は避けられない状況**です。
- ☞ また、「密」を避けるため、確定申告会場の収容人数（対応可能人数）を大きく減少させているため、**相当の時間お待たせする**場合がございます。

《 参考 》

○ 確定申告会場の状況

令和元年分以前



令和2年分以降



令和4年分確定申告に向けたお願い

- ☞ 昨今、「ふるさと納税に係る寄附金控除」や「医療費控除」を受ける方、「住宅ローン控除」等を受ける方や「複数の勤務先から給与の支払いを受けておられる方」など、確定申告される従業員の方が多くおられます。
- ☞ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、是非とも従業員の皆様に、**ご自身のスマホやご自宅のパソコンで国税庁ホームページを利用して申告書等を作成し、e - T a x で送信（提出）**する方法をご案内いただくようお願い申し上げます。
- ※ 給与所得者の方で申告内容が一定の条件に該当する方は、スマホで見やすい専用画面で申告書の作成が可能です。

令和4年分確定申告に関する国税局・税務署からのお知らせ

- ☞ 所得税の確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の案内に従って金額などを入力するだけで自動計算され、計算誤りなく作成できます。
- ☞ e-Tax（電子申告）は、「簡単・便利」で「安心・安全」な申告方法です。ご来場される従業員の皆様やご家族の方の感染リスクや御社社内の二次感染リスクを最大限回避する観点からも、非常に有益と考えております。
- ☞ 確定申告書を e-Tax で送信すると、次のようなメリットがあります。

- 混雑した確定申告会場に行く必要はありません（感染リスクの回避）。
- 添付書類の提出を省略できます（申告内容によっては添付書類の提出が別途必要）。
- 確定申告期は、24 時間いつでも国税庁ホームページから送信できます。
- 還付金がある場合、書面提出の場合より早く受け取ることができます（3 週間程度で還付）。

- ☞ マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ（パソコンの場合、IC カードリーダーでも可）があれば作成した確定申告書を e-Tax で送信することができます。

※ マイナンバーカード等をお持ちでない方は、事前に税務署で発行された ID・パスワードを用いて送信することもできます。ただし、暫定的な措置ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

- ☞ 令和5年1月から、現状3回のマイナンバーカード読取が、1回の読取で e-Tax 送信が可能となる予定です。

※ 過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合

- ☞ 副業収入などがあり、国税を納付いただく場合の手続には、ご自宅から納付できるキャッシュレス納付や口座振替による納付など様々な方法があります。

感染リスク軽減のためにも、簡単・便利なキャッシュレス納付をご利用ください。

- 資料1 「自宅からスマホで申告してみませんか？」
- 資料2 「住宅ローン控除は自宅から簡単申告！」

二次元バーコードからもアクセスできます。



※ 資料1及び2は、国税庁ホームページ（下記アドレス参照）に掲載しております。

https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/topics/kakutei_shinkoku/index.htm